



学校と警察の 連携のヒント

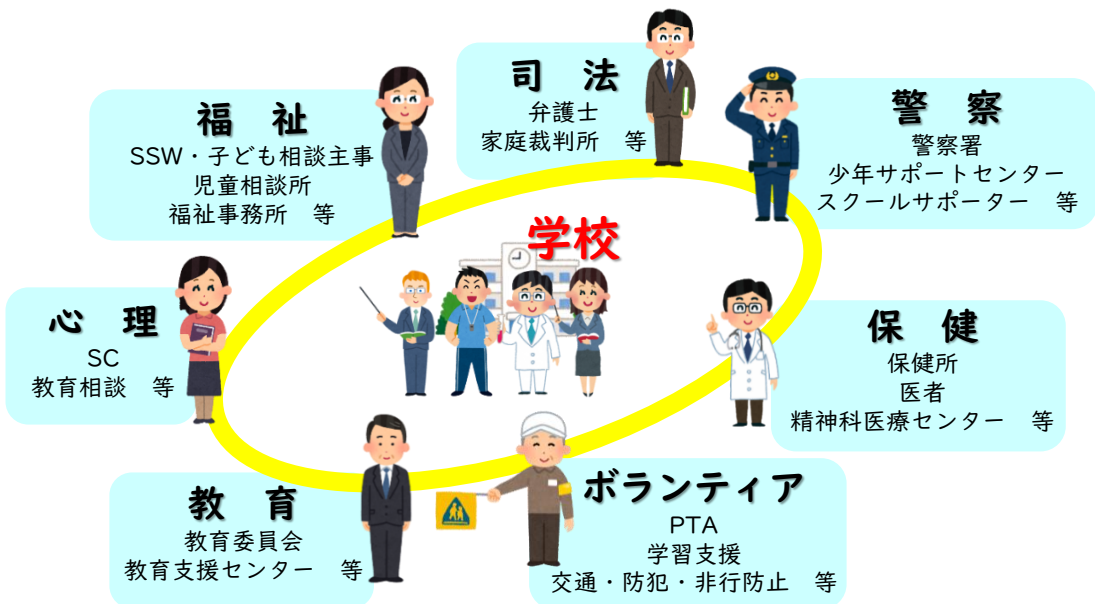


岡山県警察

児童生徒の問題行動等の背景には、学習の問題、体力の問題、友人関係といった学校生活に関するもののほか、私生活上の家庭や生育に関する事など様々な要因が存在しており、学校だけで解決・改善することが困難な事案が増えています。

学校は、このような課題に対して、警察を始めとする関係機関と緊密に連携して、適切に支援を行うことが求められており、学校が相談できる体制も整っています。

※警察とは非行防止と犯罪被害防止のために相互連携協定が結ばれ、児童生徒の健全育成と被害防止が図られるなど、学校と関係機関とのつながりの輪は広がっています。



※ 相互連携協定～岡山県警察と県内の教育委員会、私立学校との間で締結された「児童生徒の健全育成に関する岡山県教育委員会（岡山市教育委員会）との相互連携制度に関する協定」

警察の強みと役割

お互いの強みを知り、それぞれの専門性を発揮することで、より効果的かつ適切な対応を行うことができます。

◎ 警察の強み

- ・ 法を根拠とした確かな執行力と説得力
- ・ 法規範の象徴
- ・ 安全と安心

等

◎ 学校における警察の役割

- ・ 児童生徒の安全の確保
- ・ 検挙補導を通じた問題行動の改善
- ・ 対応方針への法的アドバイス
- ・ 児童生徒の規範意識の向上

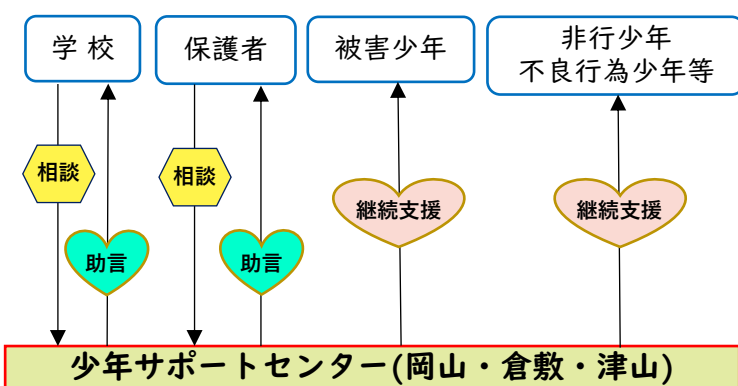
等

警察は、問題発生時の対応だけでなく、児童生徒に社会との関わりやルールの遵守を意識させるといった規範意識の向上を図ることも強みを発揮することができます。

少年サポートセンターの活用

少年サポートセンターの役割

- 少年相談の受理
- 問題を抱えた少年や保護者に対する継続的な指導や支援
- 関係機関やボランティア等との協働による非行少年等の立ち直り支援
- 街頭補導等を専門的に行います。



少年サポートセンターでは、少年による問題行動、犯罪及びいじめの被害等に的確に対応します。保護者に対して相談先のひとつとしてご紹介ください。



HPIは
こちら

- 非行少年・犯罪少年: 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触法少年: 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ犯少年: 一定のぐ犯事由があり、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 不良行為少年: 不良行為をして補導された少年
- 被害少年: 犯罪被害を受けた少年、いじめや児童虐待等による被害者

これ「代表者聴取」!!かも? ~児童生徒に関する虐待被害や性被害について~

警察、検察、児童相談所では、被害児童生徒らの心身の負担を軽減するとともに、裁判において供述の信用性を担保することを目的として、「代表者聴取」を実施しています。

最初に被害を認知する可能性が高い学校でも、被害を認知したら被害児童生徒から詳しい話を聴く前に、警察への通報・相談をお願いします。

※詳しくは、別冊リーフレット『子供の性暴力被害に気づいたら~対応のヒント~』を参考にしてください。

ストーカー被害から児童生徒を守るために

令和7年12月にストーカー規制法が改正され、学校長に対してストーカー被害者に対する援助が努力義務化されました。学校において児童生徒の被害を知った場合、ぜひ警察との連携をお願いします。

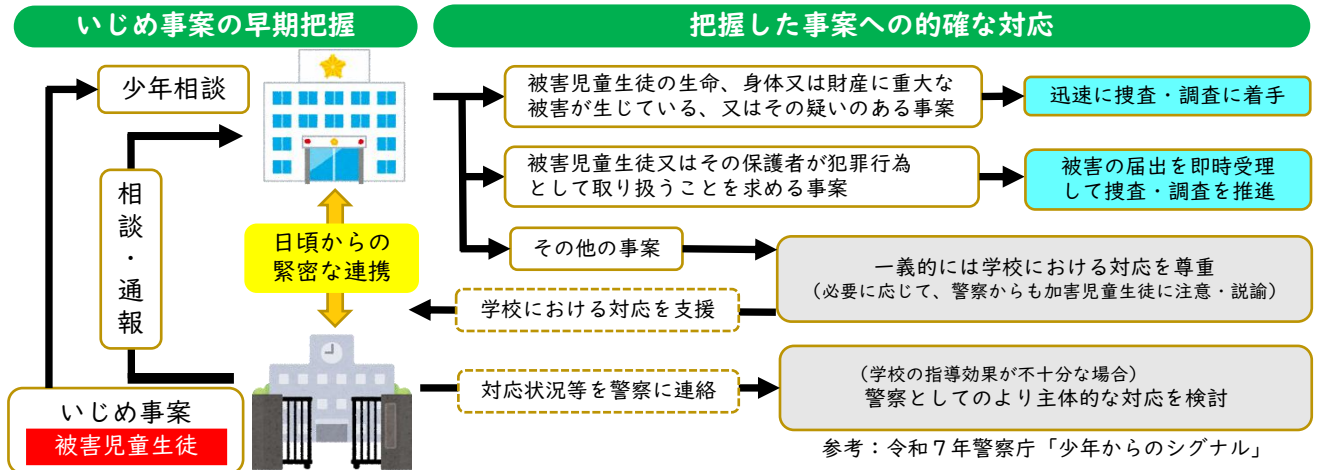
- 児童生徒等の被害を知った場合、速やかに警察へ通報すること
- 被害に遭っている児童生徒等から助けを求められた場合、警察に引き継ぐまで一時的に保護すること
- 被害に遭っている児童生徒等の氏名等の情報管理に配慮すること
- 被害防止のための警察官による警戒等の活動にご協力いただくこと

学校におけるいじめ問題への対応

警察では、いじめ事案の早期発見に努めるとともに、把握した事案については、被害児童生徒及び保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、的確に対応しています。

基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



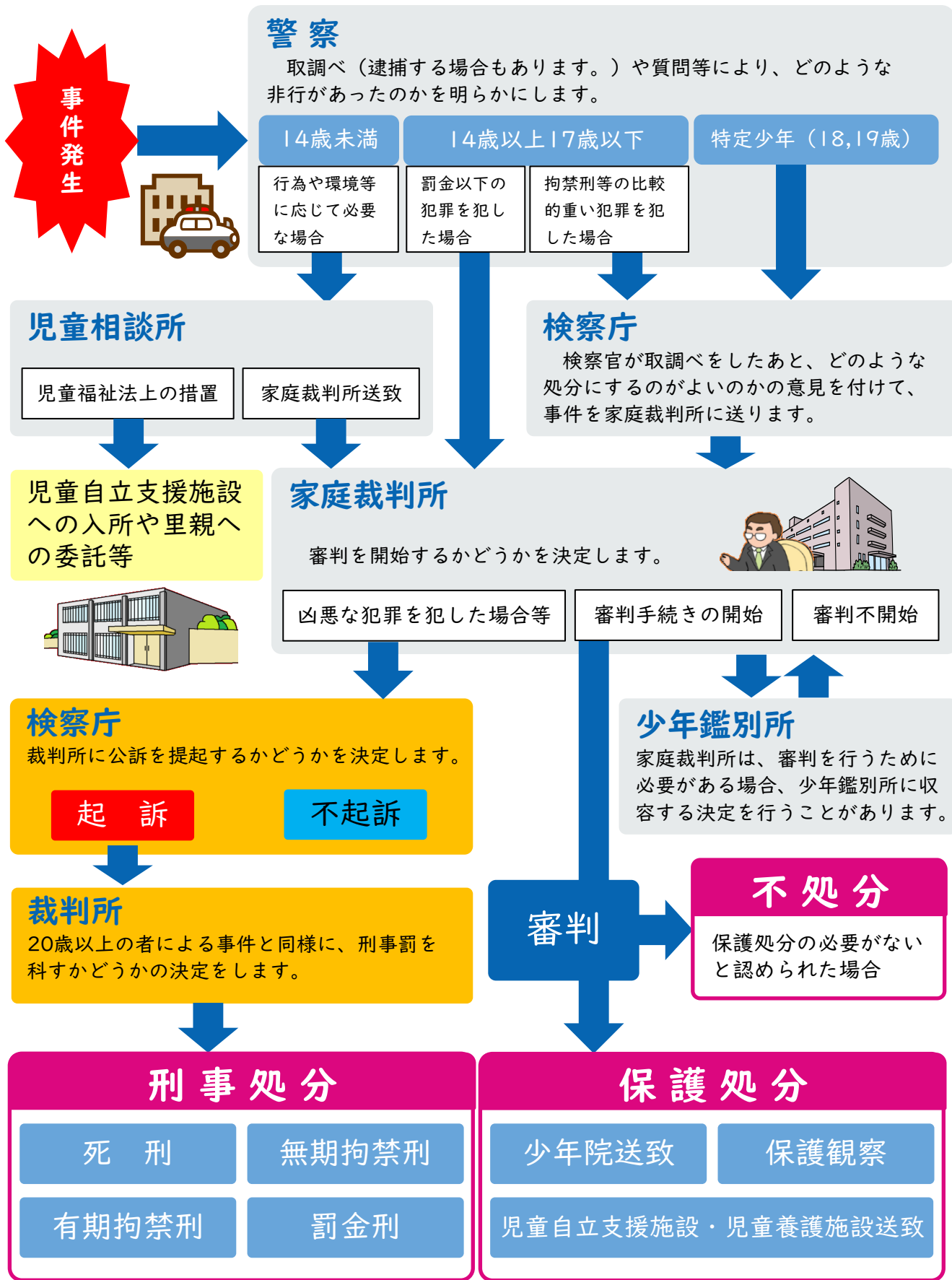
◎警察に相談又は通報すべきいじめの事例

文部科学省 令和5年2月7日「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」より

該当し得る犯罪	学校で起こり得る事案の例
暴行	○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。
傷害	○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
不同意わいせつ	○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝	○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗	○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。
器物損壊等	○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。
強要	○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫	○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱	○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与	○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等	○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供	○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

少年事件手続きの流れ（概要）

参考：令和7年警察庁「少年からのシグナル」



Q. 連携するにあたり、教職員が年度当初にすべきことはどのようなことがありますか？

A. 円滑な連携を進めるために、以下のようなことをしていただきたいです。

- 連絡担当教職員（管理職や生徒指導主事等）と管轄警察署の生活安全（刑事）課員との顔合わせ
- 学校の生徒指導方針と警察の対応方針の共有
- 警察との連携について、職員会議や集会、PTA総会等で教職員や児童生徒、保護者への周知
- ※ 「顔の見える関係」になることで、適切で効果的な対応を迅速に行うことができます

Q. 通年の連携にはどのような取組がありますか？

A. 例えば、以下のような取組があります。

- 学校で行うあいさつ運動への警察官やスクールサポーターの参加
- 鍵かけコンテストや動画コンテストなどの警察の施策への、学校や児童生徒の参加や協力
- 警察と連携した非行防止教室や薬物乱用防止教室などの計画的な実施
- 関係機関が参加する情報交換会やネットワーク会議等での児童生徒の情報交換や情報共有
- 警察官やスクールサポーターによる巡回訪問

Q. どのような場面で、警察に連絡すべきですか？

A. 以下のような場合は、迷わず警察に連絡をしてください。

- 生徒間における性犯罪やカッターナイフ等凶器を使用しての問題行動がみられるなど、**悪質重大な犯罪に発展するおそれがある**
- 深刻ないじめや対教師暴力、器物損壊等が発生し、**児童生徒や教職員に危険が及ぶ可能性がある**
- 学校への**違法・不当な要求、不審者の侵入**などがあった
- **児童虐待**について、明らかな外傷があり身体的虐待が疑われる場合や、生命・身体の安全に関わる**ネグレクト**があると疑われる、または**性的虐待**が疑われる
- 7日以上連続欠席していて、**安全が確認できない児童生徒がいる**
- 児童生徒が**犯罪被害に遭うまたは遭うおそれがある**、あるいは**再被害が予想される**
- 上記以外で校長等が必要と認めた場合

Q. 事案が発生したり、事案を認知したりした際に、警察へ連絡をする場合の留意点はありますか？

A. 以下の点に留意してください。

- 学校の方針としての連絡である（管理職の承認を得ているor危機管理マニュアルに沿った対応）
※ 前もって学校としての方針を定め、教職員間で共通理解を図っておくと迅速に対応できます
- 警察への連絡はできるだけ早くする（110番通報は特に迅速に）
- 現場保存が不可能な場合は、写真を撮る等しておく、時系列で記録化しておく
- 連絡窓口を一本化する

Q. 教職員が指導に苦慮している児童生徒に対して、警察ではどんなことができますか？

A. 犯罪行為や触法行為が認められるときは、検挙**や**補導**することができたり、保護者の了承を得たうえで、当該児童生徒に対して**個別指導**を行ったりすることができます。また、犯罪行為とまではいえないとしても、個別指導をしたり**校内巡回**や**非行防止教室**を実施したりすることもできます。**

警察と連携して対応した事例

CASE 1

教員が生徒間暴力を注意した際、注意に反発した生徒が教員に暴力を振るったため、学校が定めた方針により警察に連絡をした。

CASE 2

SNSでのトラブルが多発しており、児童への啓発の必要性を感じたため、ネットトラブルに関する非行防止教室の実施を依頼した。

CASE 3

授業中に落ち着きのない児童が多く、その児童たちへの対応で教職員が疲弊していたため、警察官の巡回訪問の頻度を上げてもらうように要望した。

「学校と警察の相互連携制度」に関する協定

この協定は、平成27年に岡山県教育委員会、岡山市教育委員会及び岡山県警察本部が、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導を行うことにより、児童生徒の健全育成等を資することを目的に締結されました。この協定に定められている「学校が警察署に相談又は連絡する事案」「警察署が学校に連絡する事案」について、互いに情報提供を行うこととしています。

対象事案に関係する児童生徒の対応に当たっては、教育的効果を考慮するとともに、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適切な措置を講ずることとされています。

情報の提供を行う事案

□ 学校が警察署に相談又は連絡する事案

- 1 学校内外における交友関係等により、悪質重大な犯罪に発展するおそれのある前兆事案
- 2 学校内外における集団暴行事案又はこれに発展するおそれのあるいじめ、暴力行為等に係る事案
- 3 学校内外において、児童生徒の安全を確保するため、警察との連携が必要であると認められる事案
- 4 病気、けが等の正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒の安全が確認できない事案
- 5 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案
- 6 児童生徒の非行その他問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長等が警察署長等との連携を必要と認める事案

□ 警察署が学校に連絡する事案

- 1 逮捕事案
- 2 逮捕事案以外で
 - (1) 凶悪事件、凶悪事件に発展するおそれのある事件、公務執行妨害事件等の悪質又は重大な犯罪の場合
 - (2) 計画的または組織的な事件、被害が甚大な事件等の社会的反響が大きい犯罪の場合
 - (3) 重大な交通事故及び悪質な交通関係法令違反の場合
 - (4) その他事案の軽重を問わず、同じ学校の児童生徒間における人間関係を背景として行われた事件で学校生活と密接に関係し、学校における再非行防止上の事後指導等が必要であると認められる場合
- 3 不良行為を行った児童生徒に係る事案で、不良行為の発生要因等が学校生活に関係し、かつ、学校による事後指導等が必要であると認められる事案
- 4 犯罪被害に遭った児童生徒に係る事案で、学校での支援又は再被害防止措置が必要と認められる事案
- 5 善行事案

『学校と警察の連携のヒント 岡山県警察』（本誌）とあわせて、岡山県警察 生活安全部少年課のホームページの二次元コードを掲載していますので、各種資料等参考にしてください。



本誌



岡山県警察 生活安全部少年課HP

